

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づき、以下の入院基本料を届出ている医療機関です。

◆ 3 階病棟

施設基準	受理番号	案 内
療養病棟入院基本料 1 医療区分 2・3 8割以上 20対1看護	(療養入院) 第 2 9 6 号	長期に療養の必要な患者様が入院する施設で、定められた医療区分に従い、入院基本料を算定しています。

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。

- ・朝8時45分～夕方16時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は20人以内です。
- ・夕方16時45分～深夜0時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は20人以内です。
- ・深夜0時45分～朝8時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は20人以内です。

また、当病棟では、1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。

- ・朝8時45分～夕方16時45分まで、看護補助者1人あたりの受持患者数は10人以内です。
- ・夕方16時45分～深夜0時45分まで、看護補助者1人あたりの受持患者数は40人以内です。
- ・深夜0時45分～朝8時45分まで、看護補助者1人あたりの受持患者数は40人以内です。

医療法人マックスール 巽今宮病院 院長

